会津若松市移住婚コネクト事業交通費等補助金交付規程

別表第１（第５条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">条件</th><th>補助額</th></tr>
<tr><td colspan="4">あいづ縁結びMEETUP！イベントへ参加する為に本市を訪問する場合</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>出発地</td><td>宿泊の有無</td><td>補助額</td></tr>
<tr><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊する場合</td><td>上限20,000円
ただし、対象経費の合計の４／５以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限12,000円
ただし、対象経費の合計の２／３以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊しない場合</td><td>上限12,000円
ただし、対象経費の合計の４／５以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限10,000円
ただし、対象経費の合計の２／３以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td colspan="4">移住婚コネクト事業をとおし本市在住者との交流の為に本市を訪問する場合</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>出発地</td><td>宿泊の有無</td><td>補助額</td></tr>
<tr><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊する場合</td><td>上限12,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限8,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊しない場合</td><td>上限8,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限5,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
</table>